

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社SMS（以下「甲」という。）と株式会社SMS従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給（基本給含む）、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1の地域指数を乗じたものとする。
- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号（令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める『同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額』等について」（以下「通達」という。）は、下記に定めるとおりとする。
- ① 「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」による職種
- | | |
|-------|---------------|
| 07111 | めっき工・金属研磨工 |
| 07199 | 金属製品製造工 |
| 07206 | 他の食料品製造・加工処理工 |
| 07402 | 電気機械組立工 |
| 07409 | 電子機器部品組立工 |
| 07701 | 食料品検査工 |
| 07805 | 印刷・製本検査工 |
- （二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- （三）地域調整については、就業地が栃木県及び茨城県で派遣就業を行うことから、通達に定める地域指数の栃木県または茨城県を用いるものとする。

（基本給・賞与の額）

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であるものとし、派遣先業務ごとの等級及び同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応については、派遣労働者就業規則第25条の定めによる。
- 2 対象派遣労働者に対して毎年4月に勤務評価を実施するものとし、その結果、対象派遣労働者の経験の蓄積及び向上があると認められた場合には、派遣労働者就業規則第26条に基づく改定を行うものとする。
- 3 前項の勤務評価の結果、対象派遣労働者についており高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

（時間外・休日・深夜手当）

- 第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣労働者就業規則第25条に準じて、法律の定めに従って支給する。

（通勤手当）

- 第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣労働者就業規則第27条に定めるとおり、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

（退職手当の基準）

- 第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。
- （一）退職手当の受給に必要な最低勤続年数：5年
- （二）退職時の勤続年数ごと（5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年）の支給月数：
「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

（退職手当の額）

- 第8条 対象従業員の退職手当は、派遣労働者就業規則第29条に定めるとおりとする。また、次の各項に掲げる条件を満たした別表4の通りとする。ただし、令和2年3月31日以前の勤続年数は通算しない。
- （一）別表3に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること
- （二）別表3に示したものを比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第9条 基本給及び賞与の決定は、毎年4月に行う勤務評価を活用する。その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2025 年 3 月 29 日

甲 株式会社 SMS 代表取締役 ルイテル マヘス

乙 従業員代表 タパ ドウルパ

【別表 1】

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

07111 メッキ工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	めっき工 金属研磨工	職業安定 業務統計	1,124	1,304	1,397	1,427	1,495	1,679	2,015
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,137	1,319	1,413	1,443	1,512	1,698	2,038
		(栃木県) 99.5	1,119	1,298	1,391	1,420	1,488	1,671	2,005

07199 金属製品製造工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	金属製品 製造工	職業安定 業務統計	1,154	1,339	1,434	1,466	1,535	1,724	2,069
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,167	1,354	1,450	1,483	1,552	1,743	2,092
		(栃木県) 99.5	1,149	1,333	1,427	1,459	1,528	1,716	2,059

07206 他の食料品製造・加工処理工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	製品製造・加工 処理の職業	職業安定 業務統計	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,098	1,274	1,365	1,395	1,460	1,640	1,969
		(栃木県) 99.5	1,081	1,254	1,344	1,373	1,437	1,614	1,938

07402 電気機械部品組立工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	電気機械 組立工	職業安定 業務統計	1,107	1,284	1,376	1,406	1,472	1,654	1,985
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,120	1,299	1,392	1,422	1,489	1,673	2,007
		(栃木県) 99.5	1,102	1,278	1,370	1,399	1,465	1,646	1,976

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

07409 電子機器部品組立工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	電子機器部 品組立工	職業安定 業務統計	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,071	1,242	1,331	1,360	1,424	1,600	1,920
		(栃木県) 99.5	1,054	1,222	1,310	1,339	1,401	1,575	1,890

07701 食料品検査工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	食料品 検査工	職業安定 業務統計	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,134	1,315	1,409	1,440	1,508	1,694	2,033
		(栃木県) 99.5	1,116	1,294	1,387	1,417	1,484	1,667	2,000

07805 印刷・製本検査工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	印刷・製本 検査工	職業安定 業務統計	1,065	1,235	1,324	1,353	1,416	1,591	1,910
2	地域調整	(茨城県) 101.1	1,077	1,249	1,339	1,368	1,432	1,609	1,932
		(栃木県) 99.5	1,060	1,229	1,318	1,347	1,409	1,584	1,901

【別表 2】

賃金等級表（派遣社員就業規則第25条関係）

株式会社 S M S

07111 めっき工・金属研磨工（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,671	～
中級スタッフ	S-2	1,488	～
初級スタッフ	S-1	1,119	～ 1,420

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,671	10年
1,488	5年
1,119	0～3年

07199 金属製品製造工（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,716	～
中級スタッフ	S-2	1,528	～
初級スタッフ	S-1	1,149	～ 1,459

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,716	10年
1,528	5年
1,149	0～3年

07206 他の食料品製造・加工処理工（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,614	～
中級スタッフ	S-2	1,437	～
初級スタッフ	S-1	1,081	～ 1,373

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,614	10年
1,437	5年
1,081	0～3年

07402 電気機械組立工（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,646	～
中級スタッフ	S-2	1,465	～
初級スタッフ	S-1	1,102	～ 1,390

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,646	10年
1,465	5年
1,102	0～3年

賃金等級表（派遣社員就業規則第25条関係）

株式会社SMS

07409 電子機器部品組立工

（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,575	～
中級スタッフ	S-2	1,401	～
初級スタッフ	S-1	1,054	～ 1,339

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,575	10年
1,401	5年
1,054	0～3年

07701 食料品検査工

（地域：栃木県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,667	～
中級スタッフ	S-2	1,484	～
初級スタッフ	S-1	1,116	～ 1,417

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,667	10年
1,484	5年
1,116	0～3年

07805 印刷・製本検査工

（地域：茨城県）

職務内容	等級	基本給・手当等	
		範囲給	
上級スタッフ	S-3	1,609	～
中級スタッフ	S-2	1,432	～
初級スタッフ	S-1	1,077	～ 1,368

≧

一般賃金	一般労働者の能力・経験
1,609	10年
1,432	5年
1,077	0～3年

【別表 3】

(一) 退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数（調査産業計）

勤続年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上
会社都合	55.1	29.7	5.1	8.7
自己都合	4.3	28.3	15.2	49.3

(二) モデル退職金（調査産業計）

勤続年数		5 年	1 0 年	1 5 年	2 0 年	2 5 年	3 0 年	3 5 年
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.70	3.80	6.50	9.40	12.40	15.40	18.00
	会社都合 退職	2.40	5.10	8.20	11.40	14.60	17.50	20.30

(三) 退職手当がある企業の割合

74.9%	令和 5 年就労条件総合調査（厚生労働省）
91.1%	【退職金一時制度】（令和 5 年賃金事情等総合調査）中央労働委員会）
95.5%	【退職年金制度】（令和 5 年賃金事情等総合調査）中央労働委員会）
92.3%	令和 3 年民間企業退職給付調査（人事院）
71.2%	令和 4 中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

【別表 4】

退職手当支給率（派遣社員就業規則第29条関係）

株式会社SMS

退職手当支給率

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数	支給月数	
	自己都合	会社都合
5年	1.22	1.79
6年	1.52	2.19
7年	1.82	2.59
8年	2.12	2.99
9年	2.42	3.39
10年	2.72	3.79
11年	3.12	4.29
12年	3.52	4.79
13年	3.92	5.29
14年	4.32	5.79
15年	4.72	6.29
16年	5.17	6.79
17年	5.62	7.29
18年	6.07	7.79
19年	6.52	8.29
20年	6.97	8.79
21年	7.52	9.34
22年	8.07	9.89
23年	8.62	10.44
24年	9.17	10.99
25年	9.72	11.54
26年	10.22	12.09
27年	10.72	12.64
28年	11.22	13.19
29年	11.72	13.74
30年	12.17	14.29
31年	12.62	14.79
32年	13.07	15.29
33年	13.52	15.79
34年	13.97	16.29
35年	14.42	16.79

≧

勤続年数	支給率（月数）	
	自己都合	会社都合
5年	1.21	1.71
10年	2.71	3.63
15年	4.63	5.84
20年	6.69	8.12
25年	8.83	10.40
30年	10.96	12.46
35年	12.82	14.45